東京プライベートネット支店取引規定

本規定は、お客さまと西武信用金庫（以下、「当金庫」という。）東京プライベートネット支店（以下、「当店」という。）との間で、第１条に規定する取引を行う場合の取扱いを定めたものです。当店と取引を行う場合は下記条項のほか、別途、当金庫が定める各取引規定が適用されることに同意したものとします。

第１条　本規定の適用範囲

１．本規定は、次の取引のほか、お客さまと当店との間で行われるすべての取引（以下、「取引」という。）について適用されます。当店での取引では、通帳・証書の発行はいたしません。なお、取扱商品については、当店のホームページに掲示します。

（１）　普通預金取引
（２）　定期預金取引
（３）　消費者ローン取引
（４）　カードローン取引
（５）　その他当店ホームページ記載の取引

第２条　利用資格

１．当店と本規定第１条１．（１）及び（２）の取引を行うことができるお客さまは、東京都、埼玉県、神奈川県、千葉県に居住の１５歳以上の個人（中学生は除く）の方で、次の条件を満たし、かつ当金庫が適当と認めた方に限ります。また、本規定第２０条８項に一つでも該当する場合には、お取引をお断りします。

（１）日本国籍を有している方
（２）現在のご住所、お名前が記載された有効な運転免許証、またはマイナンバーカードをお持ちであること
（３）東京都、埼玉県、神奈川県、千葉県に居住し、税法上の居住国（居住地国）が日本であること
（４）外国において重要な公的地位を有する者等（外国ＰＥＰｓ）に該当しないこと
（５）開設した口座を事業用には使用しないこと
（６）マル優を利用されないこと
（７）成年後見制度を利用されていないこと

２．当店と本規定第１条１．（３）から（５）の取引を行うことができるお客さまは、当金庫営業地域内に居住または勤務している２０歳以上の個人の方で、本条第１項の要件を満たし、かつ当金庫が適当と認めた方に限ります。本規定第２０条８項の一つにでも該当する場合には、取引をお断りします。

第３条　本人の確認

１．当店との取引開始にあたっては、犯罪による収益の移転防止に関する法律および関係法令（以下、「犯収法等」といいます。）で定める方法により取引時確認をさせていただきます。取引時確認が行えないときは、取引をお断りするものとします。

２．口座開設後、犯収法等所定の取引時確認が必要な場合、その他当金庫が必要と認めた場合は、当金庫所定の必要書類の提出を求めることがあります。これらの必要書類の提出がない場合（当金庫所定の期日までに当金庫に連絡がない場合、届出の住所に送付した通知が未着として当金庫に返戻された場合、および届出の電話番号等への連絡がとれない場合を含みます。）、当金庫はすべての取引を停止し、または口座を解約することがあります。これにより生じた損害について当金庫は責任を負いません。

第４条　取引の開始

１．当店との取引開始にあたっては、第１条に定める普通預金取引が必要です。また、第６条に定めるインターネットバンキングサービスの利用登録が必須となります。

２．当店との取引は、お客さまが本規定を承認し、スマートフォンにより必要事項および本人確認書類の画像を送信し、当金庫がこれを受領し承認した場合に開始されるものとします。

３．普通預金口座の開設は、お客さまお一人につき一口座とします。また、口座開設にあたっての本人確認は、当金庫所定の手続きによります。

４．当店以外の本支店から、取引店の変更をすることにより当店と取引を開始することはできません。また、当店の取引を本支店の取引に変更することはできません。

2025.4

第５条　印鑑の届出

１．当店と取引を開始する際には、印鑑の届け出は不要です。

２．口座振替依頼書等を提出する際には、認印の押印が必要になります。

第６条　当店との取引方法

１．お客さまは次の方法で当店と取引を行うことができます。なお、原則として当金庫本支店の窓口での取引はできません。

（１）インターネットバンキングによる取引

※インターネットを通じたパーソナルコンピュータ等の端末機等による取引をインターネットバンキングという。

（２）当金庫本支店の現金自動預金支払機（以下、「ＡＴＭ」といいます。）および当金庫と提携している金融機関等のＡＴＭによる取引

（３）西武しんきんアプリによる取引

（４）その他当金庫が定めた方法による取引

２．各取引方法において、当店で取扱う商品・業務等は当店ホームページ記載の商品・業務等とし、当金庫本支店で取扱う商品・業務等と異なる場合があります。

第７条　個人情報の取扱い

１．当金庫はお客さまの個人情報を当金庫ホームページに掲示しているプライバシー　ポリシーのとおり、関係法令を遵守して適切に取扱います。

２．当店との取引に際してお客さまから得た個人情報は、当金庫ホームページに掲示している当金庫所定の利用目的の達成に必要な範囲で利用します。当金庫とお取引を開始するにあたっては、必ず、当該利用目的をご確認ください。

第８条　ＡＴＭ 故障や通信機器およびコンピュータ等の障害時の取扱い

１．停電、故障等により当金庫のＡＴＭによる取引ができない場合、および通信機器、回線およびコンピュータの障害等によりインターネットバンキングや西武しんきんアプリによる取引ができない場合には、当店以外の当金庫本支店の窓口において、窓口営業時間内に限り、当金庫所定の方法で預金を預入れ・払戻し等を受付いたします。

２．前項の理由によりインターネットバンキングおよび西武しんきんアプリ、当金庫ＡＴＭ等による取引ができない場合に、当店のサービスの取扱いに遅延、不能等があっても、これによって生じた損害について、当金庫は責任を負いません。

第９条　証券類の取扱い

１．当店は、手形、当座小切手等の発行はいたしません。

２．当店の預金口座には、手形、小切手、配当金領収証その他証券類は受入できません。

第１０条　代理人カードの取扱い

当店は、第１条に定める普通預金取引のキャッシュカードについて、代理人カードは発行いたしません。

第１１条　マル優の取扱い

当店は、少額貯蓄非課税制度（マル優）の取扱いはいたしません。

第１２条　通帳・証書・残高証明書等の取扱い

１．当店では、預金通帳・証書の発行はいたしません。

２．取引残高または取引明細は、西武信用金庫アプリやインターネットバンキングを利用してお取引の都度または一定期間毎に確認してください。

３．取引の残高証明書および入出金取引明細表を必要とされる場合は、当金庫所定の方法により都度当店にお申し出ください。なお、発行にあたっては、当金庫ホームページ記載の手数料が必要となります。

４．届出の住所に郵送した取引明細表、残高証明書が返戻された場合は、当金庫は保管責任を負いません。延着した場合や到着しなかった場合等で当金庫の責に帰すことができない事由により紛争が生じても、当金庫は責任を負いません。

第１３条　外国為替取引の取扱い

１．当店では、外国為替取引（仕向外国送金、被仕向外国送金を含みます。）の取扱いはできません。

２．海外からの送金があった場合は、預金口座へ入金せず、仕向銀行に返却します。その際、当金庫に負担が生じた場合、負担金額を送金金額より差し引き返却します。

第１４条　諸手数料

１．当店における取引で生じた諸手数料については、お客さまが当店に開設された普通預金口座から払戻請求書等の提出なしに引き落とすものとします。

２．当金庫が諸手数料を改定または新設する場合には、原則として、改定後の内容または新設内容を当金庫ホームページに掲示することにより告知します。

第１５条　通知および告知方法

１．当金庫からお客さまへの各種通知および告知は、当金庫ホームページへの掲示、届出の住所・氏名への郵送、届出のメールアドレスへの送信等により行います。

２．当金庫が届出の住所・氏名、メールアドレス等に各種通知および告知を行った場合は、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなし、それによって生じた損害について、当金庫は責任を負いません。

第１６条　商品・業務等の変更

１．当金庫は、当店で取扱う商品・業務等を、お客さまに事前に通知することなく任意に変更することができるものとします。
また、当該変更のために当金庫ホームページ等を一時利用停止にすることがあります。

２．前項については、原則として、当金庫所定のホームページに掲示することにより告知します。

３．当金庫の任意の変更によって生じた損害について、当金庫は責任を負いません。

第１７条　届出事項の変更等

１．住所、氏名、電話番号、メールアドレス等その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当金庫に届出てください。届出の前に、届出を行わなかったことにより生じた損害について、当金庫は責任を負いません。変更の届出は、当店の変更処理が終了した後に有効となります。変更処理が終了するまでの間に、変更が行われなかったことによりお客さまに損害が生じても、当金庫は責任を負いません。

２．当店以外の当金庫本支店にもお取引があるお客さまは、別途、当金庫本支店窓口での手続きが必要となります。

３．お客さまが当金庫に届出た住所またはメールアドレスが、お客さまの責に帰すべき事由により、お客さま以外の方の住所またはメールアドレスになっていたとしても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

４．届出の住所・氏名あてに送付した通知または送付書類が未着として当金庫に返戻された場合、当金庫は通知または送付書類の送付を中止し、全部または一部の取引を制限することができるものとします。また、返戻された送付物に関し、当金庫は保管責任を負いません。

第１８条　喪失の届出

１．キャッシュカード等を紛失した場合は、直ちに当金庫へ通知するとともに、当金庫所定の手続きを行ってください。なお、キャッシュカードを再発行する場合には、当金庫所定の再発行手数料（消費税相当額を含みます。）をいただきます。

２．キャッシュカード等を紛失した場合、通知以前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第１９条　成年後見人などの届出

１．家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様に当店に届出てください。

２．家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときには、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。

３．前２項の届出の前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第２０条　解約

１．普通預金を解約する場合は、当金庫に解約票を請求してください。届出住所へ解約票を送付します。

２．お客さまは解約票に必要事項を記載し当金庫へ返送してください。

３．当金庫は解約票に記載された解約指定日（解約指定日が当金庫の休業日にあたる場合はその翌営業日）に解約手続きを行うものとします。ただし、解約票が解約指定日の前営業日までに当金庫に到着しなかった場合は、解約票が到着した翌営業日以降に解約手続きを行います。

４．解約した普通預金の元利金は、お客さまが指定する金融機関の口座（同一人名義の口座）に振込みます。

５．郵便物の遅延および解約票の記載不備等により解約手続きが遅れ損害が生じましても、当金庫は責任を負いません。

６．普通預金を解約する場合は、同時に当店とのその他すべての取引を当金庫所定の方法により解約するものとします。ただし、未収手数料等が解約時の返還金等から差引できない場合等は、即時に解約しない

ことがあります。

7．お客さまについて次の各号の事由が一つでも生じた場合、当金庫は当店とのすべての取引を停止し、またはお客さまに通知することにより当店とのすべての取引を解約できるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出の住所・氏名にあてて発信した時に解約されたものとします。この停止または解約によって生じた損害について、当金庫は責任を負いません。

（1）本規定その他当金庫が定める各規定に違反したとき

（2）取引に関する諸手数料の支払いがなかったとき

（3）お客さまの責に帰すべき事由によって、当金庫においてお客さまの所在が不明になったとき

（4）預金口座等の名義人が存在しないことが明らかになった場合、または預金口座等の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになったとき

（5）支払いの停止または破産もしくは民事再生手続きの申立てなどがあったとき

（6）成年後見制度利用者となったとき

（7）この預金口座等が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき

（8）非居住者と判明したとき

（9）キャッシュカードまたはインターネットバンキングの初期登録情報のお知らせが郵便不着、受取人拒否等により当金庫に返却されたとき

（１０）本サービスがお客さまの事業用に利用されたとき

（１１）前各号のほか、解約を必要とする相当な事由が生じたとき

8．当店との取引は次の各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、次の各号の一にでも該当する場合には、当金庫は当店との取引をお断りするものとします。また、前項のほか、次の各号の一にでも該当し、お客さまとの取引を継続することが不適切である場合には、当金庫は当店との取引を停止し、またはお客さまに通知することにより当店とのすべての取引を解約することができるものとします。

（1）お客さまが取引開始時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

（2）お客さまが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関連企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、これらに準ずる者（以下、「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

④ 暴力団員等に対して資金を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

（3）お客さまが、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合

① 暴力的な要求行為

② 法的な責任を超えた不当な要求行為

③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為

⑤ その他前各号に準ずる行為

9．解約時にお客さまへの返還金等がある場合は、お客さまが指定する金融機関の口座へ当金庫ホームページ記載の窓口振込扱いでの振込手数料（消費税相当額を含みます。）を差し引いた後に手続きします。また、貸越元利金、未収手数料等がある場合は、それらをお支払いいただいた後に手続きをいたします。

１０．当店が提供するサービスが解約後に発生する場合は、そのサービスは適用されなかったものとします。

１１．口座開設後、初回入金が１年間なかった場合は、当店は口座開設の申込みがなかったものとして、この預金口座を閉鎖できるものとします。

１２．当金庫が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当金庫は預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また法令に基づく場合にも同様にできるものとします。

１３．前記７項、８項、１１項により、預金口座が解約され残高がある場合、または預金取引が停止されその解除を求める場合には、当金庫所定の方法で当店に申し出てください。この場合は、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

第２１条　免責事項

次の事由により当店のサービスの取扱いに遅延、不能、漏洩等があっても、これによって生じた損害について、当金庫は責任を負いません。

１．災害・事変等当金庫の責めに帰すことができない事由、または裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由があった場合

２．当金庫所定の本人確認方法によって取扱った場合において、当金庫の責によらない暗証番号等不正使用、盗聴またはその他の事故により生じた損害

３．当金庫および金融機関の共同システムの運営体が相当のシステム安全対策を講じていたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピュータ等の障害が生じた場合

４．当金庫および金融機関の共同システムの運営体が相当のシステム安全対策を講じていたにもかかわらず、公衆回線等の通信経路において盗聴等がなされたことにより、お客さま情報が漏洩した場合

５．お客さまが各種届出事項の変更を怠った場合

第２２条　譲渡・質入の禁止

普通預金、定期預金、その他当店との取引に基づく一切の権利は、譲渡、質入れ、その他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

第２３条　規定の準用

１．当店との取引において、本規定に定めのない事項については、当金庫が定めるすべての規定により取扱います。

２．本規定と他の規定の定めが異なる場合は、本規定が優先します。

３．個別の規定が必要な場合は、当店にご請求ください。

第２４条　規定の変更

１．本規定の各条項その他条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページその他相当の方法で変更内容および変更日を公表することにより、変更できるものとします。

２．前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

３．当金庫の任意の変更によって生じた損害について、当金庫は責任を負いません。

４．変更後の規定が必要な場合は、当店にご請求ください。

第２５条 準拠法および管轄裁判所

本契約の準拠法は日本法とします。本契約に基づく取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当金庫本店の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

２０２５年4月1日